

第46回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和4年12月12日（月）午後1時30分から午後4時まで

2 場所

京都地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

井上雅朗、浪田陽子、小澤壯夫、川上治美、横井かをり、西田由美子、
今井一雄、榎垣真弓、吉政知広、伊藤知之、相馬博之、
北川清、倉地康弘

（事務担当者等）

河合裕行、富田孝明、桑田芳男、三宅秀明、植田昌典、藤原悟志、
吉井英晴、宇野久美子、仲野綾、松本哲也

4 議題

民事調停制度の現状と今後の展望－民事調停制度発足100周年を迎えて

－

5 議事

(1) 開会

(2) 委員異動報告

(3) 委員長代理の指名

(4) 前回のテーマ（民事訴訟手続のIT化と審理運営の改善について）

に関する報告

(5) 民事調停制度の現状と今後の展望についての説明、模擬調停

(6) 意見交換

(7) 次回のテーマ

裁判員制度の現状と課題について

(8) 次回開催日

令和5年7月26日（水）

【議事録概要】

《発言者：●＝委員長、○＝委員、□＝事務担当者等》

- 先ほど民事調停についての概要説明、模擬調停及びパワーポイントによる説明があったが、それについて御質問があればお願いしたい。
- 調停委員は、どのような形で選ばれるのか。
- 前提として、調停委員は年齢が40歳以上70歳未満の方の中から任命され、任期は2年間。70歳に到達するまで再任が認められている。
一般市民の中から、弁護士、司法書士、医師、公認会計士、一級建築士、税理士等の専門的資格をお持ちの方や、社会経験豊富な方が希望されて調停委員に任命される。各庁において、希望される方について任命手続を行い、最高裁判所が任命する、という手続になっている。
- その専門的資格を持った方と社会経験豊富な方が組み合わされることによって調停が行われるのか。
- 民事の紛争と言っても様々な類型があり、全てにわたって専門的な知見が必要になるとは限らない。中には豊富な社会経験に基づいて仲介することが紛争解決に資する場合もある。そのため、調停手続を主宰する裁判官が事件に合わせて調停委員を指定して紛争解決にあたることになる。
- 争いの対象について金額の制限はあるのか。また、相手方が期日に来ない、もしくは回答書も送ってこない場合にはどのような扱いになるのか。

また、双方の話合いがつかず、調停委員から出される提案に対して当事者の一方が納得しない場合にはどのような扱いになるのかをお伺いしたい。

- 金額に制限はない。また、結局のところ調停は話合いによる合意によって解決する制度なので、期日に来ないというのも合意に対するひとつの目安となる。特に、回答書に「調停に応じる気はない」という記載があり、なおかつ不出頭の場合は、申立人に意向を確認し、やむを得ないという話になれば不成立となることが多い。特に回答書もなくして意向がはっきりせず、なおかつ1回目不出頭の場合は、もう1回ぐらい呼び出して、2回目もやはり不出頭となると、不成立として終了するケースが多い。ただ、申立人の方から相手方に働きかけるのもう1回、という話があれば、事案によっては考える場合もある。もう1点、調停委員会の提案について片方が応じない場合、結局は不成立で終了となる。ただ、自分の方からイエスと言うことに心理的引っ掛かりがあるが、裁判所の方で何らかの決定をしてもらえば、それに対して何かを言うことまではしない、というような方の場合だと、調停に代わる決定を出して解決するという場合もないわけではない。また、あともう少しで解決するというような場合は、調停委員会が解決案を示す意味合いで決定を出し、それに異議が出れば不成立、異議が出なければ調停成立と同じ効果が生じる、ということもないわけではない。やはり合意していただくことが前提なので、一方がどうしても応じないと

なると、不成立で終了ということになる。

- 2点ほど質問したい。京都の簡裁では全国に比べて調停成立の割合がかなり高いと思う。その理由は、この土地に古くからの人間関係がある中で、円満に解決したいという土地柄固有のものなのか、それとも時代の変化により弁護士が関与するようになって変わったのか、そのあたりを聞かせていただきたい。また、弁護士の関与について、私がずっと思っていた調停というのは、当事者同士がとにかく自分の思うことを言って、聞いてもらって、お互いに解決をするからこそ、納得がいったうまくいく、というように理解していたので、弁護士が入ると、本人もあまり自分のことと思っていなかったりして、うまくいかないことの方が多いのかなという印象を持っていた。しかし、先ほど逆に弁護士が入るとスムーズという説明もあったので、その点についてもお聞かせいただきたい。

- 京都簡裁あるいは京都の管内の調停の成立率が高いのは、調停委員が調停の成立に向けて熱心に調整活動を行っていただいていることが要因ではないかと思う。打ち切ってしまうような状況でも京都の調停委員は結構粘って話を進めていく傾向がある。また、弁護士の関与によって成立率が上がるのかについては、客観的な統計を持っているわけではない。特に事実認定や法律的な判断が絡む場合は、説明すればすぐに分かってくれるというメリットはあるが、反対に法律的な争いになってしまい、従来調停が予

定しているような、傾聴と調整ではなく、訴訟のような形になってしまうこともあり得るので、若干痛し痒しのようなところもないわけではない。これは私の個人的な感想だが、最近ではむしろ話合いにより解決する調停よりも白黒決着をつける訴訟を選択する傾向の弁護士も増えてきているような印象を持っている。その弁護士が関与することで調停の成立率が上がるのかというと、何とも言い難いというのが正直な感想である。

- 「調停協会が主催する調停手続相談会」というのは、ある程度の頻度で実施されているものなのか。
- 調停協会は、裁判所の組織とは異なる団体であり、調停委員で組織されている。京都調停協会では、年4回ほど、京都市内で無料の調停手続相談会を開催している。その中で、京都簡裁も調停手続の概要説明をする等の協力を行っている。また、最高裁判所からの委嘱による調停手続相談会も開催しており、裁判所職員も協力させていただいている。
- 調停相談会は、ビラやパンフレットで周知しているのか。
- 従前はポスターやビラを配布したり地域の広報誌に掲載したりする形で広報するのが一般的だったが、最近はホームページ等のインターネットを使って広報する方法も使われていると聞いている。
- 調停手続の相談会で、具体的にはどのような相談をされているのか。調停委員が出向いて、そこで法律相談をしているのか。

- 法律相談ではなく、調停の手続の説明と理解している。貸金、交通事故や近隣相隣関係の相談が多いと聞いている。
- 調停に関する感想、課題、又は改善点があれば、御自由に意見を言っていたきたい。
- 私は他の裁判所の調停委員をしているが、その庁の待合室は申立人と相手方とで分かれていて、対面しないように配慮されているものの、受付が一つしかない。その受付で当事者双方が出会ってしまい、喧嘩が始まったことがあった。京都ではどうされているのか。また、専門的な案件になると技術的な事項の説明が必要なので、長引く案件もあるが、弁護士が関与してスムーズに進んだり、当事者同士でも調停委員が気持ちを和らげるようなキーワードを投げかけることで急展開したりするなど、調停委員の傾聴力や発想力が効いてくることもあると思っている。企業などは習性として白黒つける方がいいと考えるかもしれないが、やはり勝ち負けで0対100と決まるよりは、中間的なところで歩み寄るとというのが調停のいいところだと思う。弁護士会と弁理士会とで仲裁センターを作って仲裁と調停をしているが、民間なので法的拘束力がなく、あまり利用されていない。裁判所の調停は結論に法的拘束力があるので、民間で紹介をして、裁判所で法的拘束力のある結論を導いてもらう方がいいのではないかと個人的には考えている。

- 当事者が対面しないような配慮についてはどうか。
- 一般的に感情的な対立の激しい事案については、時差呼出しという形で時間をずらす、あるいは申立人と相手方それぞれに別の調停室を用意して、調停委員が行き来する形で対応している。
- 調停委員からの説明によって当事者の気持ちが変わり、調停成立に向かうといった事例はあったか。
- 私が担当した事件ではないが、調停委員の質問がきっかけで当事者の本当の気持ちが分かり、不成立で終わりそうだったものが急展開して円満解決したという事案があったと聞いた。そういうところが調停の醍醐味だと思う。
- 少し補足させていただくが、結局は争いの原因が何なのかというところであり、調停委員が深く話を聴いて探り出し、アプローチして行って、そこで琴線に触れるとぱっと解決に向かうこともある。ここで弁護士代理人が入るとなかなかそうはいかない。やはり当事者の利益を実現するために来ている側面があるので、調停委員の直接の働きかけが難しい状況が生まれてくる。法律的な議論をして、法律的な解決をするという意味では弁護士に入ってもらいたいと思うが、先に述べたケースは比較的少なくなってきた気がする。
- 私は長年調停委員をやっていたが、いろんな人がいらっしやったので、

本当に大変な仕事だと退任してから改めて感じている。今後については、電話調停等における本人の確認が大変難しいと思う。弁護士がついている場合、弁護士事務所と裁判所とをつなぐことで、ある程度クリアできるが、そうでない場合がなかなか難しい。今後IT化したときに、なりすましや、許可を得ない同席者によるサジェスションといったこともあり得る。そういうものをIT化の中でどう対応していくかが今後非常に重要になると思っている。また、専門性が必要な事案が多くなってきている中、調停委員という有償ボランティアに、専門的な方が参加していただけるかということ、金銭的には自分の仕事をしている方がいいということになる。特に資格を持った方への対応を変えていかないと、なり手を探すのがなかなか難しいと感じている。

- 専門家調停委員の獲得については、報酬の関係で難しい状況なのか。
- 調停委員には旅費と手当が支給されるが、非常に低廉な額であり、現役の調停委員にお聞きしたところでも、社会貢献をしたいという有償ボランティアの形でしていただいているのが実情かと思う。その給源としては、現役の調停委員から事実上御推薦をいただいて、調停委員の仕事の魅力や苦勞についても御説明をいただいた上で、それでも社会貢献をしたいと手を挙げてこられる方になっていただくことが多いという感じは受けている。
- この点は、専門家で調停委員をされている委員から、何かあるか。

- 調停が成立するとやはり醍醐味というか、お金に代えられないものはあるので、それは嬉しいのだが、もう少し手当は良い方がいい。また、70歳までという制限は、もう少し延ばしてもいいと思う。そうすることで、半分リタイアしている者が残りの期間、例えば75歳まで活躍できる場を与えられるのではないかと思う。
- ウェブ会議における本人のなりすまし防止や第三者の影響排除というのは、民事訴訟手続のIT化でも同じような問題があって、今は弁護士しか関与していないが、近い将来本人も関与してくる形になると思うので、民事訴訟の中でもその点を検討していかなければならないと思っているところである。
- 調停のIT化だが、これから一般の人が自宅からオンラインでつなぐというときに、利便性があるところはいい一方で、ルールを守らない人が一定数増えているような気がして、そこは善意には頼れない。例えば、調停の場合は非公開というところがとても大事だと思うが、禁止していても万が一、オンライン調停の様子を録画したものが一旦オンライン上に漏れると、もう消せない。悪いことをする一定数が絶対いて、それへの対処というのを何重にも何重にも考えていかなければならないのではないか。人となりもオンラインでは見られなくて、やはり人と人が会って話すということの重要性は、時代が変わっても、テクノロジーがあっても、必要などこ

ろなのかなという気はしている。また、オンライン活用のアイデアに関して、今日見せていただいたY o u T u b eの動画は時代を感じるので、できればもう少しお金をかけていただきたい。中身はすごく分かりやすかったと思うが、中身がどんなに良くても伝達の方法を間違えると聞いてくれないので、動画はアップデートした方がいいような気がした。それからウェブサイトにも、たくさん調停の情報等が載っていて、どこで探せばいいか分かる人にはすごくいい情報が載っていると思う。問題は、調停があるということをそもそも知らない人をどうやってそこに導くかということだ。必要としている情報を、まだ知らない人にどうしたらアピールできるのかというところが大事だと思っている。まずこの調停という制度が「ある」ということを、いろんな媒体で一般の人に知ってもらうことが大事なのではないか。そこが分かれば、みんなキーワードで検索するので、今ある最高裁のページにまで辿り着くと思う。あとは子どもの教育も大事だと思う。学校の消費者教育等に裁判所の職員や調停委員が入って、人と人との間で争い事が起きたときには身近な制度として調停があるということをもっと早い段階で子どもたちに学習させることができないかなと思う。

● 調停の認知度を高めて利用を促進するための方策について御意見を願いたい。

○ 今日、最近の調停事件について、事案の複雑化・困難化、あるいは弁護

士の関与が増えているという実情があるとの御説明をいただいた。建築瑕疵や医療過誤、あるいは弁護士が関わっているような事件だと、調停か訴訟か、あるいは他の方法を採用かは戦略的に選ぶものだと思うので、PRをして利用が増えるという話ではなく、どちらが良いかというメリット・デメリットを勘案して判断するというだけなのではないか。利用促進すること自体が良いことかどうかもよく分からなくて、単に戦略的にどういった紛争解決方法が良いかを当事者が選べば良い、というだけではないのかという印象を若干持った。そうすると、こういった事件が増えているということが数の減少に影響しているのかどうか、御知見があればお聞かせいただきたい。また、本年度の取組として、京都市消費生活センターとの間で連携を深めていらっしゃるということだが、これは今年度からされている、京都独自の取組なのか。また、こういった消費者紛争等を掘り起こして民事調停を利用してもらおうというお考えなのか、その内容と意図を教えてください。

- 民事調停の申立てに至る前に各行政機関の相談窓口等を経由して裁判所に来られる方が一定以上おられ、その中でも消費生活センターから来られる方が結構おられることは前々から承知していた。そこで、消費生活センターの相談員の方と裁判所の調停の担当者との間で意見交換を行って、調停手続で解決した事案、解決しなかった事案のイメージを共有できれば、

双方の相談手続の充実を図ることができるのではないかといったお話をさせていただいたところ、相談センターの方からも裁判所との連携について非常に前向きな御回答をいただいたので、現在、検討を進めている。具体的には、連携の相談窓口を設定するとか、当庁の裁判官が消費生活センターの相談員に対する講義を行う、あるいは、消費生活センターの担当者に裁判所にお越しただいて実情等を報告していただくというような形ではどうか、ということで、現在話を進めている。

- これは京都のみの取組なのか、それとも全国的にこういったセンター等と連携が図られているのか。
- 全国的に同様の取組を行っているとは聞いていない。ただ、消費生活センターとの連携について、各庁で取り組んでいると聞いたことがあるので、全国で京都だけということは基本的にはないと思っている。
- 建築瑕疵や医療過誤といった高度に専門的な知見を必要とする事件についても調停の申立てがあるか。
- 件数は少ないが、そういった申立てもある。
- もともとは訴訟で、建築瑕疵や医療関係の事件があり、専門家の知見が必要な場合に、調停に付し、調停委員に入ってもらって進めるという場合も結構あるように思う。
- 私の所属する会社では、あまり積極的に調停を利用した経験はないが、

会社に対して調停を申し立てられることは数回あった。私の記憶上は全て不成立になっていて、なかなか会社として調停の中での申立人の言い分や提案に合意することは難しい。先ほど、そもそも調停を推進すべきか、というお話があったが、要はメリットがあれば当然利用する方がいいと思う。調停のメリットとして、裁判と比べてこれだけ短い期間で解決している実績があるとか、裁判を起こすと実際これだけの費用がかかるけれど、調停の場合は一般的にはこれだけで済むとか、そういうところが具体的に伝われば利用が増える。その辺りのところがポイントではないかと思った。

- 今日の委員会に先立って弁護士会内で意見聴取した。その中で、職場内のセクシャルハラスメント事案で、加害者と勤務先の両方を相手方として調停手続をよく利用している、という意見があった。調停であれば、情報を共有できる形で進められること、非公開の手続であること、必要に応じて被害者と同性の調停委員が担当してくれることから、このような事件では示談交渉よりも調停の方が適している。その点をアピールしていただくと、より利用が進むのではないかという意見があったので御紹介する。

もう一つは認知度の向上について、先ほどお話をあった消費生活センターに裁判所の職員が行かれるという話は画期的だと思ったのだが、弁護士会や司法書士会に、調停制度のアピールに来られたという記憶があまりな

い。我々は、自治体の法律相談で市民の相談を聞いたりするのだが、そういう所に行くと、これは調停に適している事件ではないかと感じることも結構ある。そこで、可能であれば、地方自治体の方にもアプローチされれば、そこでも調停のアピールができるのではないかと感じた。

- 最近はコロナの関係で訪問していないが、数年前には弁護士会の方でも講演させていただいた記録が残っている。先ほど説明させていただいたように、弁護士代理人が関与される事件が増えてきているということは、更に弁護士会にアピールし、特に若い弁護士に調停手続を理解した上で利用していただくように働きかけをしてもいいのかなと考えている。
- 弁護士が関与される事件で、弁護士の戦法として調停を利用されることは当然あると思うが、一般的な御近所トラブルなどでお困りになられた方がまず相談に行かれるのが自治体の相談窓口や消費生活センターだと思う。自治体が開催する法律相談に行かれる弁護士に、安くて簡単、円満解決を目指す、という調停の良さを知っていただくことが、困っておられる方が自分に1番合った解決法に辿り着かれることにつながると思う。また、どうしたらいいかわからず、弁護士に相談するお金もないという方は、まず自治体に行かれる。しかも、自治体の相談窓口ではなく、その事柄に関わる部署等に行かれる方もあると思うが、その部署の窓口で解決できないときに、どこに案内するかという選択肢の中に、裁判所

となると、訴訟はお金がかかるということになるけれども、調停という制度があることを広く周知いただけたらいいなと思う。

- 本日は貴重な御意見をたくさんいただきまして、どうもありがとうございました。皆様からいただいた御意見は、今後の民事調停手続の運営に活かしていきたいと考えております。

以 上